

全建総発第132号  
平成26年3月20日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 浅 沼 健 一  
〔公 印 省 略〕

平成26年経済センサス—基礎調査及び平成26年商業統計調査への  
協力について（依頼）

本年7月に、総務省並びに経済産業省において「経済センサス—基礎調査」と「商業統計調査」を実施することとなりました。

経済センサス調査は、国内すべての事業所及び企業を対象として行われる統計調査で、事業所及び企業の活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的としたものです。また、商業統計調査は、国内の商業活動の実態を明らかにするため、すべての商業事業所（卸売業、小売業）を対象として実施する調査で、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的に実施するものです。

これらの調査は国の重要な調査であり、統計法に基づく報告が義務付けられている調査ですので、貴会会員に対し周知・協力方よろしくお願いいたします。

以 上

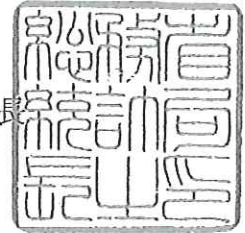
総 統 基 第 23 号

20140219 統 局 第 1 号

平 成 26 年 3 月 7 日

各 位

総 務 省 統 計 局 長



経済産業省大臣官房調査統計審議官



平成26年経済センサス - 基礎調査及び平成26年商業統計調査の実施について（依頼）

日頃より国が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、総務省・経済産業省では、平成26年7月に「経済センサス - 基礎調査」と「商業統計調査」を一体的に実施することといたしました。

経済センサス - 基礎調査は、我が国の全ての産業分野における事業所及び企業の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的として実施します。

商業統計調査は、我が国における商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として実施します。

これらの2つの調査は、国の重要な調査であり、正確な統計を作成するため、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として実施いたします。

調査結果は、我が国の社会の発展を支える基礎資料として、国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地方公共団体における行政施策、さらには民間企業における経営計画の策定など、さまざまな分野で活用されております。

つきましては、調査の趣旨、必要性を御理解いただきますようお願い申し上げますとともに、貴団体が発行される機関誌（紙）への記事、広告の掲載を通じまして、傘下の方々へ周知いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課

電話：03-5273-1105

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

電話：03-3501-0386